



介護保険住宅改修
ご利用の手引き

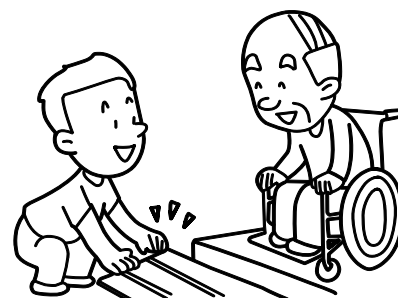
吉 川 市

平成19年3月
(平成30年9月改正)

介護を必要とする方が、住みなれた自宅で安全に生活できるように、小規模な改修を行った場合、介護保険で費用の支給が受けられます。

1 介護保険の住宅改修をご利用できる方（次のいずれにも該当する方）

吉川市にお住まいの方
要介護・要支援認定を受けている方
在宅生活を送られている方



©MPC

2 改修できる住宅 被保険者証に記載された住所に所在する住宅

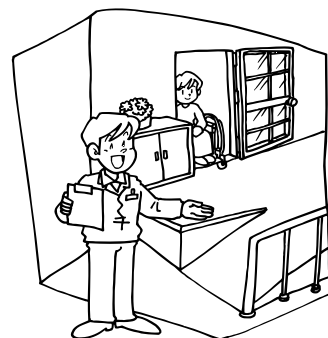
3 介護保険の対象となる住宅改修の種類

改修の種類	改修の具体的内容
(1) 手すりの取り付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。
(2) 段差の解消	居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチなどの段差を解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床をかさ上げするなどの工事です。
(3) 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更	居室を畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する・浴室の床を滑りにくいものへ変更する・通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。
(4) 引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事です。扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。
(5) 洋式便器などへの便器の取り替え	和式便器から洋式便器へ取り替えるなどの工事です。洋式便器の向きを変える工事も対象となります。
(6) (1)～(5)の改修に伴う必要となる工事	<ul style="list-style-type: none"> ●手すりの取り付けのための下地の補強 ●浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事 ●床材の変更のための下地の補強や根太の補強 ●扉の取り替えに伴う壁または柱の改修 ●便器の取り替えに伴う給排水設備工事 などです。

4 自己負担額

20万円までが保険対象で、自己負担は、その1割（一定以上所得者は2割または3割）です。

住宅改修費（9割分（一定以上所得者は8割または7割分））の受け取り方は、2通りです。7ページをご覧ください、いずれかの方法をお選びください。



©MPC

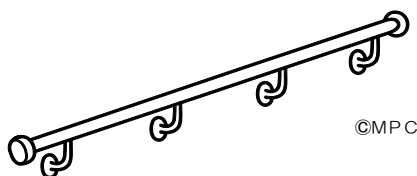
例 自己負担が1割の方の場合



※20万円は、数回に分けて利用することもできます。

※引っ越しを行った場合や要介護度が3段階以上上がった場合、再度20万円を利用できます。

5 住宅改修実施の流れ



～工事前の手続き～

① 要介護の認定を申請し、要介護認定（要支援もしくは要介護）を受ける。



② ケアマネジャーに「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼する。



③ 本人・家族・ケアマネジャー・工事業者等で、住宅改修の内容を検討する。



④ 改修前の写真を日付入りで撮る。



⑤ 長寿支援課に事前申請の書類を提出（4ページを参照のこと）し、確認を受ける。



⑥ 事前申請の確認（＝事前確認結果通知書）を受けた後に工事に着手する。
（着工日は、原則、在宅であること。改修後の写真を日付入りで撮る。）



⑦ 工事業者へ工事費を支払い、領収証（見積りと違う場合は、その内訳書も）を受け取る。



～工事後の手続き～

⑧ 長寿支援課に完了報告を提出する（4ページを参照のこと）。



⑨ 長寿支援課で書類を審査後、翌月末頃に、決定通知を通知の上、指定口座に住宅改修費を振り込みます。



⑩ 工事業者は、振り込みを確認したら、本人にその旨を文書（任意様式）により報告します。

6 事前申請（工事着工前）に必要な書類

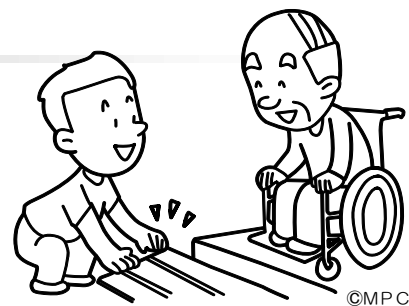
提出書類	留意事項
(1) 住宅改修費支給申請書	①振込口座は、原則、ご本人の名義の口座にしてください。 ご本人以外の口座の場合はご本人の承諾書が必要です。 ②郵便局へのお振込みはできません。 <u>※受領委任払いをご希望される場合は、受領委任用の申請書をご利用ください。</u>
(2) 住宅改修が必要な理由書	①ケアマネジャーが記入してください。
(3) 工事費見積書	①工賃と材料費を適切に区分してください。 ②材料費については、材質・サイズなどの規格や数量・単価など可能な限り詳細を記載してください。 ③住宅改修の種類を明記してください。 ④図面等を添付してください。
(4) 改修前の写真	①日付入りの写真（カメラに日付機能がない場合は、黒板等を利用して写真に日付を入れてください。） ②改修予定箇所のすべての写真（改修箇所が分かりやすいように撮ってください。）
(5) 所有者の承諾書※	①ご本人以外の方が、住宅の所有者である場合、所有者の承諾書が必要になります。所有者の方が同居のご家族の方であり、改修を了承されている場合は、承諾書は必要ございません。

7 工事完了後に必要な書類

提出書類	留意事項
(1) 完了報告書	
(2) 領収証	①宛て名は、ご本人か、ご本人のための工事であることが確認できるようにしてください。
(3) 工事費内訳書	①見積書と同じ内容である場合、不要です。
(4) 改修前後の写真	①日付入りの写真（カメラに日付機能がない場合は、黒板等を利用して写真に日付を入れてください。） ②改修箇所のすべての写真（改修箇所が分かりやすいように撮ってください。） ③改修前後を対比できるような写真 【ポイント】 ①同方向・同じ場所から写真を撮る。 ②目印になるものを入れて写真を撮る。 ③台紙等に貼り、改修箇所を記入する。

介護保険の住宅改修費・福祉用具購入費の 受け取り方法について

介護保険では、介護が必要となったときに、住まいを安全で使いやすく整備するために、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅の改修をすることができます。また、入浴用の椅子や居室で使用するポータブルトイレなどの福祉用具を購入することもできます。これらの費用は、限度額内であれば、1割（一定以上所得者は2割または3割）負担となりますが、保険から給付される9割（一定以上所得者は8割または7割）分の受け取り方が2通りございます。



©MPC

介護保険の住宅改修費・福祉用具の購入費の受け取り方法には^{しやうかんぱらい}償還払と受領委任払があります。

「償還払」って、何ですか？

これまで、吉川市では、介護保険の住宅改修や福祉用具を購入した場合、自己負担は、最終的には1割（一定以上所得者は2割または3割）負担となりますが、いったん全額を業者に支払い、9割（一定以上所得者は8割または7割）分が後から戻ってくるという、いわゆる「償還払」の仕組みとなっていました。そのため、住宅改修や福祉用具の購入費用を一時的に全額立て替えなくてはならないため、資金面の問題から改修や購入が困難になってしまう場合が考えられます。

「受領委任払」って、何ですか？

そこで、吉川市では、介護保険の住宅改修と福祉用具購入について受領委任払を始めます。「受領委任払」とは、利用者の方は、一時立て替えをせずに、業者に自己負担（費用の1割（一定以上所得者は2割または3割））を支払うだけで済みます。介護保険から給付される残りの9割（一定以上所得者は8割または7割）分は、業者に直接支払われます。

- 受領委任払をご希望される場合は...

受領委任払には、業者の承諾が必要です。

業者は、利用者に代わって費用の9割（一定以上所得者は8割または7割）分を一時立て替えしなければなりません。したがって、受領委任払を行うには、業者の承諾が必要になります。受領委任払をご希望される場合は、業者に受領委任払を申し出て、各支給申請書（受領委任用）にて業者に受領委任に関する必要事項を記載してもらい、同意を得てください。

※ いずれにしても、住宅改修や福祉用具購入などの介護保険のサービスをお使いになる場合は、ケアマネジャーに相談していただくことができるシステムとなっています。住宅改修には対象となる工事が決まっていたり、福祉用具については、購入店が決められていたり、内容やお手続きの方法に注意が必要となりますので、必ずケアマネジャーにご相談してください。ケアマネジャーがいない場合は、長寿支援課までご相談ください。

●お問い合わせ先 吉川市役所健康長寿部長寿支援課 048-982-5119